

メリット制適用による労災保険料の増減例

- 新規受給者一人当たりの療養日数(平成21年度) 115.8日⇨116日
- 1日当たり療養補償給付 3,111円⇨3,000円

事例1 ある会社Aの事例

機械器具製造業 【労災保険率 6.5/1,000】
 労働者数 68人(メリット制適用最低労働者数以上)
 労働者の平均年収 500万円(月給30万円、賞与140万円、賃金締切日が月末)

基本的労災保険料 (メリット制が適用されない期間)

$$68人 \times 500万円 \times 6.5/1,000 = 221万円$$

平成22年4月16日に、療養期間116日中、全日休業し、障害等級14級の障害が残存する業務災害が発生したものと仮定

療養補償給付	116日×3,000円	=348,000円
休業補償給付	給付基礎日額10,000円×休業日数(116-3)日×0.6	=678,000円
休業特別支給金	給付基礎日額10,000円×休業日数(116-3)日×0.2	=226,000円
障害補償一時金	給付基礎日額10,000円×56日	=560,000円
障害特別支給金		=80,000円
障害特別一時金	算定基礎日額2,000円×56日	=112,000円
		合計 2,004,000円

収支率

$$(500万円 \times 68人) \times (6.5/1,000 - 0.6/1,000) \times 0.67 \text{ (第一種調整率)} \times 3 \text{ 年間}$$

$$= 4,032,060円 \text{ (連続する3保険年度の労災保険料)}$$

$$2,004,000円 / 4,032,060円 \times 100 = \underline{50\%}$$

メリット増減率 ▲20%

メリット制適用後の労災保険料(上記の業務災害がメリット制の算定期間と仮定)

$$((6.5/1,000 - 0.6/1,000) \times (100 - 20)/100) + 0.6/1,000 = \underline{5.32/1,000}$$

$$68人 \times 500万円 \times 5.32/1,000 = \underline{1,808,800円}$$

上記の業務災害が発生すると、2,210,000円 - 1,808,800円 = 401,200円の減少

事例2 ある会社Aの労働者を34人とした事例

(災害度係数を「0.2」と変更し、メリット制適用最低労働者数以上となったと仮定)

基本的労災保険料 (メリット制が適用されない期間)

$$34人 \times 500万円 \times 6.5/1,000 = 1,105,000円$$

収支率

$$(500万円 \times 34人) \times (6.5/1,000 - 0.6/1,000) \times 0.67(第一種調整率) \times 3年間 \\ = 2,016,030円 \quad (連続する3保険年度の労災保険料)$$

$$2,004,000円 / 2,016,030円 \times 100 = 100\%$$

メリット増減率 +10%

メリット制適用後の労災保険料 (上記の業務災害がメリット制の算定期間と仮定)

$$((6.5/1,000 - 0.6/1,000) \times (100+10)/100) + 0.6/1,000 = 7.09/1,000$$

$$34人 \times 500万円 \times 7.09/1,000 = 1,205,300円$$

上記の業務災害が発生すると、 $1,205,300円 - 1,105,000円 = 100,300円$ の増加

事例3 建設事業の会社Bで、一括有期事業の確定保険料が100万円である事例

○ある会社Bで、事例1と同様の業務災害が発生したもの仮定。

○ある会社Bの労働条件は、会社Aに同じと設定。

○確定保険料100万円は、「建築事業」である場合、請負金額に換算すると、3.664億円。

収支率

業務災害分の労災保険料

$$100万円 - 3.664億円 \times 0.21(労務費率) \times 0.6/1,000(非業務災害率) = 953,884円$$

$$953,884円 \times 0.63(第一種調整率) \times 3年間 = 1,802,841円$$

$$2,004,000円 / 1,802,841円 \times 100 = 112\%$$

メリット増減率 +20%

メリット制適用後の労災保険料 (上記の業務災害がメリット制の算定期間と仮定)

$$((13/1,000 - 0.6/1,000) \times (100+20)/100) + 0.6/1,000 = 15.48/1,000$$

$$3.664億円 \times 0.21(労務費率) \times 15.48/1,000(労災保険率) = 1,191,093円$$

上記の業務災害が発生すると、 $1,191,093円 - 100万円 = 191,093円$ の増加

事例4 ある会社Bの確定保険料を40万円とした事例

- 確定保険料100万円を、昭和61年度当時の労災保険料率及び労務費率により、請負金額に換算すると、1.516億円。
- 1.516億円は、現在の労災保険料率及び労務費率で確定保険料を算出すると、約40万円。
- ある会社Bで、メリット制の算定期間において、平成22年4月16日に、療養期間103日中、全日休業する業務災害(障害補償給付なし)が発生したものと仮定。

療養補償給付	103日×3,000円	=309,000円
休業補償給付	給付基礎日額10,000円×休業日数(103-3)日×0.6	=600,000円
休業特別支給金	給付基礎日額10,000円×休業日数(103-3)日×0.2	=200,000円
		合計 1,109,000円

収支率

$$\begin{aligned} \text{業務災害分の労災保険料} &= 40\text{万円} - 1.516\text{億円} \times 0.21 \times 0.6 / 1,000 = 380,898\text{円} \\ 380,898\text{円} \times 0.63 \text{ (第一種調整率)} \times 3\text{年間} &= 719,898\text{円} \\ 1,109,000\text{円} / 719,898\text{円} \times 100 &= 155\% \end{aligned}$$

メリット増減率 ±40%

メリット制適用後の労災保険料 (上記の業務災害がメリット制の算定期間と仮定)

$$\begin{aligned} ((13/1,000 - 0.6/1,000) \times (100+40)/100) + 0.6/1,000 &= 17.96/1,000 \\ 1.516\text{億円} \times 0.21 \text{ (労務費率)} \times 17.96/1,000 \text{ (労災保険率)} &= 571,774\text{円} \end{aligned}$$

上記の業務災害が発生すると、571,774円-40万円=171,774円の増加

事例5 事例4において、メリット増減幅を最大20%と設定した事例

メリット制適用後の労災保険料

$$\begin{aligned} ((13/1,000 - 0.6/1,000) \times (100+20)/100) + 0.6/1,000 &= 15.48/1,000 \\ 1.516\text{億円} \times 0.21 \times 15.48/1,000 &= 492,821\text{円} \end{aligned}$$

上記の業務災害が発生すると、492,821円-40万円=92,821円の増加